

次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画（第4回）

すべての職員が自らの能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援に貢献するため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間

令和7年（2025年）6月1日～令和10年（2028年）5月31日までの3年間

2 目 標

- (1) 育児休業取得率の維持・向上
 - ・男性職員の育児休業取得率 85%以上を維持する。
 - ・女性職員の育児休業取得率 100%を維持する。
- (2) 労働時間の縮減を図る
 - ・職員の月平均残業時間（時間外労働及び休日労働）を 18 時間以下にする。
 - ・年次有給休暇取得率 95%以上を維持する。

3 対 策

- (1) 育児休業取得率の維持・向上のための施策
 - ・育児休業制度の周知と社内への浸透
 - ・男性職員に向けた育児休業取得の推進
- (2) 労働時間の縮減のための施策
 - ・業務の効率化と省力化の推進
 - ・年次有給休暇取得状況を踏まえた休暇取得の推進